

地域子ども・若者支援活動補助事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域子ども・若者支援活動補助事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域における民間団体が、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し支援する活動に要する経費について交付することにより、支援体制の充実を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助率は、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げる事業は対象としない。

(1)個人の負担を直接的に軽減する事業

(2)施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）

(支援対象事業者)

第4条 知事は、子ども生活福祉部に設置する地域子ども・若者支援活動補助事業選定委員会において選定したNPO等の団体を支援対象事業者とする。

(補助金対象経費、補助上限額及び算定方法)

第5条 補助対象事業の経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助上限額は、別表第2のとおりとする。ただし、当該団体の運営に係る経費は対象としない。

2 この補助金の交付額は、別表第2に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額、補助上限額を比較して最も少ない額とする。なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、地域子ども・若者支援活動補助事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定に基づき申請する場合、補助対象経費を同じくする国、他の県及び市町村等の補助金等と重複してはならない。

(補助金交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助対象事業が適正であると認めたときは、交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定をする場合においては、次の条件を付する。

(1) この補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容の変更、又は経費の配分変更をする場合には、地域子ども・若者支援活動補助事業変更等承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第2に定める経費区分の20%以内の増減のときはこの限りでない。

(2) 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、地域子ども・若者支援活動補助事業変更等承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その指示及び承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難に

なった場合には、速やかに地域子ども・若者支援活動補助事業補助金事故報告書（第3号様式）により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした地域子ども・若者支援活動補助事業補助金調書（第4号様式）を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業者が、(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、補助金交付決定の通知を受けた日から30日以内に地域子ども・若者支援活動補助事業交付申請取り下げ書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の完了したとき若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに地域子ども・若者支援活動補助事業補助金実績報告書（第6号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果等が補助金の交付の決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金交付決定の取り消し等）

第12条 知事は、第8条第1項第2号の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に挙げる場合には、第7条の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合はその内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必

要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、地域子ども・若者支援活動補助事業概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに地域子ども・若者支援活動補助事業精算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月2日から施行し、平成26年度の予算に係る地域子ども・若者支援事業補助金から適用する。

附 則

本要綱は、平成29年5月31日から適用する。